

交通遺児等援護一時金のご案内

★交通事故被害者のご家族への援護金について

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により、死亡又は重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の子供をいいます。

★給付対象者

埼玉県内に在住する令和5年4月1日以降に交通遺児等となった者（交通遺児等になった日現在18歳以下）

★給付額 子供1人につき10万円（1回のみ）

★給付時期 令和6年11月又は令和7年5月

★提出期限 令和6年11月給付分…令和6年8月30日（金）まで

令和7年5月給付分…令和7年2月28日（金）まで

★申請書類 各市町村、学校等で配布します。

★提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送又は御持参ください。

住所…さいたま市浦和区高砂2-12-10 ☎048・822・0191

問合せ

埼玉県交通安全対策協議会

☎048・825・2011

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課

☎048・830・2955

マイナンバーカード、作いませんか？

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として利用できるほか、住民票や印鑑証明などの証明書をお近くのコンビニエンスストアで取得することができます。

また、令和6年12月2日から、現在の紙の保険証は『マイナ保険証』（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行（※）します。

この機会にマイナンバーカードを作ってみませんか。

マイナンバーカードの交付手続きは役場の窓口でできます。

来庁が難しい場合や詳しい内容、その他不明な点については、役場町民課へお問い合わせください。

※12月2日時点でお手元にある有効な保険証は、有効期限まで使用できます。

◆12月前後は、窓口が大変混み合うことが予想されますので、マイナンバーカードの交付を希望される方は、ご留意ください。



問合せ

町民課 住民担当

☎66・3111 内線126

問合せ

町民課 住民担当

☎66・3111 内線126

住民基本台帳ネットワークシステムが停止となります

住民基本台帳ネットワークシステムの更新作業を行うため、令和6年8月30日（金）の終日において、住基ネットを利用した業務を行うことができません。

停止する業務

◇住民票の写しの広域交付

◇マイナンバーカードを利用した転出・転入手続き
※長瀬町に転入届を提出する場合は、事前に転出証明書を取得し、役場窓口にお持ちください。

◇マイナンバーカード（個人番号カード）の交付・券面更新・継続利用等の業務

◇公的個人認証（電子証明）の発行・更新業務等
ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

建築物の耐震改修とアスベスト対策

①「建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助制度について」

埼玉県では昭和56年以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗などの多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。

また、令和5年度から、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある場合に加え、多数の者が利用する建築物の除却工事も対象になりました。

詳細については、埼玉県建築安全課までご連絡ください。

②「建築物のアスベスト対策に関する補助制度について」

埼玉県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査及び吹付けアスベストの除去等工事に対する費用の補助をしています。

詳細については埼玉県建築安全課までご連絡ください。

問合せ

埼玉県建築安全課

☎048・830・5527